

機密保持契約書

株式会社●●●●（以下、「甲」という）と株式会社○○○○（以下、「乙」という）とは、甲が乙に提供又は開示する機密情報の取り扱いに関し、以下のとおり機密保持契約を締結する。

第1条(目的)

本機密保持契約（以下、「本契約」という）は、乙が提供する、ウェブサイト制作に関するコンサルティング業務及び受託制作業務（以下、「本業務」という）を円滑に遂行するため締結するものである。

第2条(機密情報)

(1) 本契約における機密情報とは、甲及び乙双方の子会社、関連会社およびそれらの取引先に関連する、公には入手できない情報のうち、下記に該当するものをいう。

1. 製品開発・製造及び販売における、企画、計画、技術資料、原価、販売価格、顧客、その他の営業上重要な情報。
2. 財務・会計・人事などに関連する情報。
3. 取引先および取引内容に関する情報。
4. 機密及び独占として扱うべき義務を負っている情報。
5. その他、甲及び乙が特に指定する情報。

(2) 前項の定めにかかわらず、下記に該当するものは機密情報の対象外とする。

1. 相手方より開示を受けた時点で既に公知の情報。
2. 相手方より開示を受けた時点で既に所有していた情報。
3. 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に入手した情報。
4. 相手方より開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用となった情報。
5. 相手方の機密情報を利用することなく独自に取得した情報。
6. 法令、政府あるいは裁判所の命令により開示が義務付けられた情報。

第3条(機密情報の守秘義務)

甲及び乙は、前条に定める相手方の機密情報について、これを第三者に漏洩してはならないものとする。

第4条(機密情報の使用目的)

甲及び乙は、相手方の機密情報について、本業務の遂行のためにのみ使用し、他の目的のために用いることはできない。

第5条(下請業者への開示)

- (1) 乙は本業務の遂行上必要である場合、甲の承諾を得て、機密情報を下請業者に開示することができる。
- (2) 前項により機密情報を開示した下請業者に対し、本契約と同様の機密保持義務を遵守させるとともに、下請業者の機密保持義務違反により甲に生じた損害を下請業者と連帯して賠償する責を負うものとする。

第6条(機密情報の管理義務)

- (1) 甲及び乙は本業務の遂行上必要である場合、相手方の承諾を得て、機密情報の複製物を作成することができる。
- (2) 甲及び乙は、本業務の終了時、または甲及び乙の指定時に、相手方の指示する方法により、媒体を問わず、速やかに相手方の機密情報およびその複製物の返却または破棄を行う。
- (3) 乙は、機密情報およびその複製物について第三者により閲覧、複製、改変などが行われないよう、厳重に管理するものとする。

第7条(損害賠償)

甲及び乙は本契約に違反した場合には、相手方に対し、乙が既に受領しまたは受領することが確定した報酬の総額を限度とし、損害賠償の責任を負担するものとする。

第8条(有効期間)

本契約は、本契約締結日から基本契約終了後1年間有効とする。

第9条(専属的合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関して甲乙間に生じる紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第10条(協定外事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の条項に関する疑義が発生した場合、甲及び乙による協議により解決するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和●年●●月●●日

甲 (住所)
(会社名)
(代表者名)

乙 (住所)
(会社名)
(代表者名)